

議案第八一號

取員の暫定手当に関する條例を次のように制定するものとする

昭和三十三年十月十一日提出

三朝町長 坂出雅

昭和三十三年十月十一日議決

三朝町議会議長 天野謙

原案可決



取買の査定手差に關する条例

第一條

この条例は取買の給与に關する条例の一部を改正する条例(昭和三十三年三朝町条例第一六号)に基き取買の査定手差に關する事項を定める

第二條

取買に支給する査定手差の月額は次の各号に掲げる額に昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までのおいては五分の二、同年四月一日から昭和三十三年四月一日までの間は五分の三、同年四月一日から昭和三十三年四月一日までの間は五分の四とする。

- 一、給料表の取達の等級の号給を受けようとする者はその号給に對し
- 二、前号に該當する取買以外の取買のうちは給料表におけるいづれかの等級に
- 三、給料表の取達の等級の号給を受けようとする者はその号給に對し
- 四、前号に該當する取買以外の取買のうちは給料表におけるいづれかの等級に
- 五、給料表の取達の等級の号給を受けようとする者はその号給に對し
- 六、前号に該當する取買以外の取買のうちは給料表におけるいづれかの等級に

第三條

前条に規定するものを除く外査定手差の支給に關し必要な事項は所長が定める。

附 則

この条例は公布の日より施行し昭和三十三年十月一日から適用する

(別表)

普通手当額表

昇進の 等級	特別取	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
1	1,000	770	480	280	280
2	1,060	810	510	290	280
3	1,110	860	550	300	290
4	1,170	910	580	310	290
5	1,220	960	630	320	300
6	1,280	1,000	670	330	300
7	1,340	1,060	720	340	310
8	1,410	1,110	770	360	310
9	1,470	1,170	810	380	320
10	1,550	1,220	860	400	320
11	1,630	1,280	910	420	330
12	1,710	1,340	960	450	330
13	1,790	1,410	1,000	480	330
14	1,870	1,470	1,060	510	340
15	1,950	1,550	1,110	550	360
16		1,630	1,170	580	380
17		1,710	1,220	630	400
18		1,790	1,280	670	420
19		1,870		720	450
20		1,950		770	480
21				810	510
22				860	
23				910	
24				960	
25				1,000	
26				1,060	
27				1,110	